省令

○文部科学省令第三十号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十七日　文部科学大臣　下村　博文

スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令（平成十二年文部省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「財団法人日本サッカー協会（」を「公益財団法人日本サッカー協会（」に改める。

第四条中「財団法人日本サッカー協会」を「公益財団法人日本サッカー協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第四百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄ただし書及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄ただし書の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成十三年法務省告示第五百七十九号）の全部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄ただし書及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄ただし書の規定に基づき定める情報処理技術に関する試験は次の第一号から第九号までに定めるものとし、情報処理技術に関する資格は第十号及び第十一号に定めるものとする。

一　我が国における試験で次に掲げるもの

イ　平成八年十月二十日以前に通商産業大臣が実施した情報処理技術者試験で次に掲げるもの

(1)　第一種情報処理技術者認定試験

(2)　第二種情報処理技術者認定試験

ロ　平成十二年十月十五日以前に通商産業大臣が実施した情報処理技術者試験で次に掲げるもの

(1)　第一種情報処理技術者試験

(2)　第二種情報処理技術者試験

(3)　特種情報処理技術者試験

(4)　情報処理システム監査技術者試験

(5)　オンライン情報処理技術者試験

(6)　ネットワークスペシャリスト試験

(7)　システム運用管理エンジニア試験

(8)　プロダクションエンジニア試験

(9)　データベーススペシャリスト試験

(10)　マイコン応用システムエンジニア試験

(11)　システムアナリスト試験

(12)　システム監査技術者試験

(13)　アプリケーションエンジニア試験

(14)　プロジェクトマネージャ試験

(15)　上級システムアドミニストレータ試験

ハ　平成二十年十月十九日以前に経済産業大臣が実施した情報処理技術者試験で次に掲げるもの

(1)　システムアナリスト試験

(2)　プロジェクトマネージャ試験

(3)　アプリケーションエンジニア試験

(4)　ソフトウェア開発技術者試験

(5)　テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験

(6)　テクニカルエンジニア（データベース）試験

(7)　テクニカルエンジニア（システム管理）試験

(8)　テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験

(9)　テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験

(10)　情報セキュリティアドミニストレータ試験

(11)　上級システムアドミニストレータ試験

(12)　システム監査技術者試験

(13)　基本情報技術者試験

ニ　情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の上欄に掲げる試験のうち次に掲げるもの

(1)　ＩＴストラテジスト試験

(2)　システムアーキテクト試験

(3)　プロジェクトマネージャ試験

(4)　ネットワークスペシャリスト試験

(5)　データベーススペシャリスト試験

(6)　エンベデッドシステムスペシャリスト試験

(7)　情報セキュリティスペシャリスト試験

(8)　ＩＴサービスマネージャ試験

(9)　システム監査技術者試験

(10)　応用情報技術者試験

(11)　基本情報技術者試験

二　中国における試験で次に掲げるもの

イ　平成十五年十二月三十一日以前に中国信息産業部電子教育中心が実施した試験のうち次に掲げるもの

(1)　系統分析員（システム・アナリスト）

(2)　高級程序員（ソフトウエア・エンジニア）

(3)　程序員（プログラマ）